



草 監 第 1 4 7 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

草加市議会議長 切 敷 光 雄 様
草加市長 田 中 和 明 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 宇佐美 正 隆

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査については、同条第9項の規定により次のとおり結果に関する報告を決定したので、提出します。

1 監査対象団体等

一般社団法人草加市コミュニティ協議会
谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議
所管：自治文化部 みんなでまちづくり課

2 監査対象事務

平成28年度及び平成29年度における財政援助及び公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務

3 監査期間

平成29年5月25日（木）から11月28日（火）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加市監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施し、必要と認める場合は、その他の監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「財政援助団体等監査の着眼点」のとおり

6 監査結果

(1) はじめに

草加市立コミュニティセンターは、市民のふるさと意識の創造を目指し、市民の福祉の増進及び文化の向上を図るために設置されました。

現在、「一般社団法人草加市コミュニティ協議会」及び「谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議」が指定管理者として、コミュニティセンター7館、ミニコミュニティセンター6館の管理運営を行っています。

一般社団法人草加市コミュニティ協議会は、昭和54年の「埼玉県コミュニティづくり県民運動推進協議会」の発足に伴い、県の要請を受けて「草加市コミュニティづくり推進運動協議会」が発足しました。地域住民が相互の連帯感を深め、創造性豊かな地域活動を営むため、潤いと安らぎのあるコミュニティの健全育成を推進することを目的とする団体で、平成25年1月に、草加市コミュニティ協議会から一般社団法人草加市コミュニティ協議会に組織改正しました。

谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議は、平成13年に瀬崎まちづくり市民会議として発足しました。市民相互の交流と連帯を通じて、一人ひとりが大切にされ、誰にとっても住みよい、安心・安全・快適なまちづくりを進めることを目的に活動を推進しています。現在では、市民と行政の協働作業によるまちづくりを進めてきた瀬崎地区の全住民に開かれたまちづくりの拠点として、瀬崎コミュニティセンターの管理運営を行っています。

草加市コミュニティ協議会及び瀬崎まちづくり市民会議とともに、平成29年4月から5年間、本市より「指定管理者」の再指定を受けて、引き続き各コミュニティセンターの管理運営を行っています。

本市から指定管理者の指定を受けている施設については、市民や利用者がいつでも安心して使用できるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者の利便性を高めるために様々な事業を展開しています。

今回の財政援助団体等監査は、平成29年度草加市監査計画に基づき、草加市コミュニティ協議会の事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行され、その目的を達成しているか、同協議会及び瀬崎まちづくり市民会議が、指定管理者として、関係法令の定めるところにより適切に施設の管理をしているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、会計経理は適正に執行されているか、また、所管における指定管理手続が、条例等に基づき適正に行われているか、協定書等には必要事項が適正に記載されているかについても留意の上、監査を実施しました。

(2) 監査結果

平成28年度及び平成29年度における財政援助及び公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。また、平成20年度に実施した監査における指摘事項については、改善されていることを確認しました。

7 将来に向けた意見

草加市立コミュニティセンターは、市民や利用者が気軽に利用できるコミュニティ活動の拠点であり、活動を通して市民や利用者相互の親睦、融和の推進及び文化の向上を目的として整備されてきました。

しかし、設立当初に比べ、昨今の社会情勢は大きく変化しており、少子高齢化が急速に進展しています。こうした現状を踏まえると、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の利用者が集い、世代間交流を通じた新たなコミュニティが形成されるための施設を目指して、その在り方を改めて考えていく必要があると思われまます。

今回の監査では、財政援助及び指定管理に係る運営については、概ね適正な事務執行が行われていました。

地域の人々のコミュニティ活動に欠くことのできないコミュニティセンターは、今後も存続していくことが求められる施設です。各センターの管理運営を担う指定管理者においては、近い将来、管理運営に携わる職員の退職等による入れ替わりが予定されていることから、管理運営業務のノウハウの継承と人材の確保が大変重要だと考えております。

今後も、コミュニティセンターが、市民のつながりや支え合いによるコミュニティの力を確かなものにしていき、地域の持続可能性や豊かさの創出に大きな役割を果たせるよう、着実かつ継続的な管理運営が図られることを強く望みます。